

<対策のポイント>

近年の東南アジアで頻りに発生している強大な台風や洪水等の緊急時に備える仕組みとして、加工米飯を含めた現物備蓄事業を実施し、更に、貧困・弱者層を支援するため、学校の授業に出席した児童・生徒に持ち帰り食料として配付する事業を導入します。

<政策目標>

東アジア地域における大規模災害等の緊急時に米を支援するアセアン+3緊急米備蓄（アプター：APTERR）の取組を推進し、食料安全保障の強化と貧困の撲滅を図ります。 注：これまで我が国は、協定発効後 計2,380トン（アセアン諸国の延べ540万人/日に相当）の政府米を提供。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. アプター協定に基づく資金の拠出 8 (8) 百万円

- アプター協定に基づく運営経費に対する義務的な拠出を行います。

2. 現物備蓄事業 71 (70) 百万円

- 台風や洪水等の緊急時に備える仕組みとして、災害時の非常食として即応性が高い加工米飯を含めた現物備蓄事業を実施します。
また、貧困・弱者に対する支援として、現物備蓄事業で保管した現物を学校の授業に出席した児童・生徒に持ち帰り食料として配布します。（拡充）

<背景>

- 東アジア地域の食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大災害等の緊急時に放出するコメ備蓄制度（アプター）が2012年7月に発効しました。
- 我が国は、被災国に対して政府備蓄米等の拠出により、各国から高い評価を受けています。
- また首脳会議等の場において、我が国より食料安全保障分野での貢献を強く発信しています。

<事業の流れ>



<支援の流れ>



<支援イメージ>

- 現物（現金）備蓄
台風や洪水等の災害時の初期対応として、予め被援助国等に備蓄されたコメ等（又は現金）を放出します。

これまでの実績

- （1）現物備蓄 計4,439トン（協定発効以降2,380トン）
（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー）
- （2）現金備蓄 計 760トン（協定発効以降230トン）
（ミャンマー、インドネシア、フィリピン等）



- 申告（イヤマーク）備蓄

日比首脳会談時の日比共同声明（2017年10月）を契機として、フィリピンとの間で協議を重ね、2018年10月、アプター発効後初めて実施に向けた覚書を締結しました。

- 【お問い合わせ先】
- （1）大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5913）
 - （2）政策統括官付貿易業務課（03-6744-1387）